

《その他》

|   | 質 問                                            | 回 答                                                                                                            |
|---|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 河川内に支障木があるのですが、伐採してもらえますか？                     | 支障木の伐採は、河川を管理している山形県が行っており、総合支庁の「河川砂防課」が担当しています。予算的な制約があり、米沢市全域の河川の支障木を一気に伐採することはできませんが、予算の状況に応じて計画的に行っています。   |
| 2 | 1に関連し、伐採した支障木を貰うことはできませんか？                     | 伐採した支障木を差し上げることは可能ですが、県の申請書(A4)1枚を提出していただくことになります。<br>詳しくは、総合支庁の「河川砂防課」にお問合せください。                              |
| 3 | マップに水門(樋口)の箇所が示されていますが、大雨の場合に誰がどのような操作をするのですか？ | 水門は、水路を管理している施設の管理者が、洪水時に浸水してたまった水を水門を開けて放流します。米沢市が管理する水門の場合は、市職員が操作する場合のほか、地区にある組合等で操作する場合もあります。              |
| 4 | 河川の水位は、何で調べれば良いですか？                            | 山形県で簡易河川監視カメラを設置しております。URL: <a href="https:k.river.go.jp">https:k.river.go.jp</a><br>本市のホームページ(外部リンク)でも閲覧できます。 |